

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（206）」

2. 日時：平成29年7月7日 13時30分～18時30分

3. 場所：原子力規制庁 18階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、近田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 機械設備グループマネージャー（他
7名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性（重大事故等対処設備）及び技術的能力に係る審査基準への適合性について資料が提出され、説明がなされた。これに対し、原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

<1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却のための手順等>

- 対策実施のため原子炉建屋のスプレイ設備設置フロアへのアクセスを実施する際の判断基準として、放射線量及び作業時間に対する考え方を整理して提示すること。
- プール水漏えいの発生時に行う作業手順については、使用材料を具体的に整理した上で、作業環境、操作性等について実現性が確認できるよう整理して提示すること。
- 使用済燃料貯蔵槽における水位、水温、上部の空間線量率、状態等の監視成立性について整理して提示すること。

<1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等>

- 可搬型代替注水ポンプについては多様な用途があることから、冷却手順毎の設備の位置づけを明確にするため、設備の使用目的・設備名称・設備の位置づけ（重大事故等対処設備、自主設備の別）について整理して提示すること。
- 規制要求である放射性物質の濃度を低下させるために必要な手順に対し、格納容器スプレイを行う事による原子炉格納容器内雰囲気叩き落とし効果について、濃度低減の成立性を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・なし